

技術事項等評価項目申請に当たっての留意事項

当申請は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事のいずれかの入札参加者資格審査申請（指名願）を提出した方が対象です。

申請内容に虚偽が発覚した場合は、監督処分や指名停止措置等の処分の対象となりますので、申請内容については事前に十分ご確認ください。

※ 申請書(別記様式5)の記載方法及び添付書類については、次の点に留意してください。

- 1 許可番号は、A（大臣）又はB（知事）のいずれかを○で囲み、番号は右詰めで記入してください（左余白はゼロで埋める）。
- 2 申請年月日、所在地、商号又は名称、代表者氏名、担当者名及び連絡先を記入してください。
- 3 (1)～(17)の評価項目のうち、申請する項目の「申請」欄に「○」を記入し、「評価項目」欄の太枠内にその内容を記入してください。なお、「県記入欄」には、記入しないでください。
- 4 各評価項目については、以下の点に留意してください。

(1) VE提案の採択状況

令和6年（2024年）1月から令和7年（2025年）12月までの間に採択された契約後VE提案の件数（熊本県が発注した工事に限る。）を記入し、契約後VE提案採否通知書の写し又は契約後VE縮減額証明書の写しを添付してください。

(2) 障がい者の雇用状況

「常用雇用労働者数」及び「うち障がい者数」について、令和7年（2025年）6月1日現在の人数を記入し、障がい者手帳の写し等を添付してください。

なお、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が適用される事業所である場合は、障害者雇用状況報告書の写しを併せて添付してください。

(3) 新規学卒者の雇用状況

「学校教育法」に規定する学校又は専修学校を令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）に卒業した者を採用し、令和7年（2025年）12月31日までの間に、継続して6か月を超えて常勤で雇用している（いた）者（技術者以外の者も含む）の人数を記入し、次の書類を添付してください。

- ① 卒業証書（又は卒業証明書）の写し
- ② 社会保険資格取得届の写し又は健康保険被保険者証（事業所名及び資格取得年月日の記載があるもの）の写し
- ③ 入社日から継続して6か月を超えて常勤で雇用している（いた）ことがわかる書類（源泉徴収簿の写し又は賃金台帳の写し）
- ④ 社会保険資格喪失届の写し（退職している場合のみ）

(4) 男女共同参画の推進状況（育児休業制度及び介護休業制度）

常用雇用労働者について、令和7年（2025年）9月30日現在の人数を記入し、就業規則（育児休業制度及び介護休業制度の両制度が定められているものに限る）の写しを添付してください。

なお、常用雇用労働者数が10人以上の事業所については、労働基準監督署の受付印のあるものに限ります。

また、就業規則全ての写しを添付する必要はありませんので、商号又は名称、就業規則の制定年月日、労働基準監督署の受付印、育児休業制度及び介護休業制度が確認できる部分を添付してください。

(5) 社会貢献活動の状況

該当する項目にチェックし、次の書類を添付してください。

- ① 令和7年（2025年）12月31日現在で常勤の従業員又は役員が県内の消防団に入団している者は、消防団員数を記入し、「社会貢献活動実施状況報告書」（別記様式6）及び辞令書の写しや市町村からの在団証明など消防団員であることが証明できるもの（記名のあるものに限る。）を添付し、熊本県内市町村の消防団協力事業所の認定を受け、消防団協力事業所表示証の交付を受けている者は、併せて消防団協力事業所表示証の写しを添付してください。
- ② 令和7年（2025年）12月31日現在で保護観察者の協力雇用主登録を行っている者は、「社会貢献活動実施状況報告書」（別記様式6）を提出してください。

なお、県の調査資料で確認しますので、その他の書類は添付不要です。

(6) 新分野進出の状況

令和6年（2024年）1月から令和7年（2025年）12月までの間に、建設業以外の分野に進出した場合は、進出分野又は事業名を記入し、「新分野進出に係る事業計画書」（別記様式7）及び次の書類を添付してください。

- ① 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
 - ・ 目的欄に当該事業が明記してあるものとし、明記されていない場合には、定款や議事録の写しなど、事業内容の分かるものを添付してください。
 - ・ 新会社設立の場合は新会社に係るものを添付してください。
 - ・ 個人事業者は不要です。
 - ② 5百万円以上の支出を証明する書類（決算書類、契約書、借入証明書等の写し）
 - ・ 新会社設立の場合（共同出資の場合も含む。）は、出資金額の分かる書類（定款や議事録の写し）及び新会社の支出を証明する書類を添付してください。
- ※ 詳しくは、「新分野進出に係る事業計画書の記入に当たっての注意事項」を参照してください。

(7) 防災協定の締結状況

令和7年（2025年）9月30日現在において、熊本県又は県内市町村と防災協定を締結している場合は、締結先にチェックし（市町村の場合は市町村名を記入）、防災協定書の写しを添付してください。

なお、熊本県と県内市町村いずれとも締結している場合は、熊本県にチェックしてください。

また、申請者が加入する団体が防災協定を締結している場合は、当該団体の会員であることが確認できる書類（当該団体が発行する証明書の写し）を併せて添付してください。

【参考：熊本県と防災協定を締結している団体で対象となる団体】

- （一社）熊本県建設業協会、（一社）熊本県法面保護協会、（一社）熊本県造園建設業協会、
- （一社）熊本県測量設計コンサルタンツ協会、（一社）熊本県地質調査業協会、
- （一社）熊本県電設業協会、熊本県電気工事業工業組合、熊本県管工事業組合連合会、
- （一社）熊本県メンテナンス協会、（一社）熊本県道路保全協会

(8) 新技術開発等への取組状況

令和3年（2021年）1月から令和7年（2025年）12月までの間において、いずれかに該当した場合は、該当項目にチェックし、件数を記入のうえ、次の書類を添付してください。

なお、複数の項目に該当した場合は、それぞれの区分について提出してください。

- ① 特許権の設定登録が行われた場合は、特許庁が発行する特許証書の写し
- ② NETIS（新技術情報提供システム）への登録が行われた場合は、NETIS登録番号がわかる書類
- ③ 熊本県新技術・新工法活用促進支援工法への登録が行われた場合は、熊本県からの審査結果通知文の写し

(9) 大臣、知事表彰状況

令和6年（2024年）1月から令和7年（2025年）12月までに受けた大臣・知事表彰の件数を記入し、大臣又は知事の表彰状等の写しを添付してください。

なお、法人においては法人自体が表彰を受けたもの、個人においては事業主本人が表彰を受けたものに限ることとし、法人における代表者個人や従業員が表彰を受けたものについては、対象となりません。

また、大臣又は知事以外の局長や事務所長等から表彰を受けたものについても、対象なりません。

(10) 舗装用機械の保有状況と施工体制 ※舗装を申請する場合のみ

令和7年（2025年）9月30日現在の保有する機械にチェックし、「舗装用機械の保有状況と施工体制調書」（別記様式8）、「舗装用機械写真台帳」（別記様式9）及び必要書類を添付してください。

なお、申請に当たっては、次のいずれも満たすことが条件です。

- ① アスファルトフィニッシャーを保有していること。
 - ② 主に舗装工事に従事する常勤の運転手（大型特殊免許を保有し、技能講習又は特別教育を修了している者（同等と認められる場合を含む））が3名以上いること。
- ※ 詳細は、各様式の記載要領等を参照してください。

(11) 舗装施工管理技術者の人数 ※舗装を申請する場合のみ

令和7年（2025年）9月30日現在の人数を記入し、経営事項審査における「技術職員名簿」の写しを添付してください。

なお、経営事項審査における「技術職員名簿」の写しの右側余白に「1級舗装又は2級舗装」と明示し、「舗装施工管理技術者資格者証」の写しも併せて添付してください。

また、経営事項審査の審査基準日時点と令和7年（2025年）9月30日時点の状況が異なる場合は、「技術職員名簿」の写しを朱書き訂正するとともに、必要書類を添付してください。

※ 朱書き訂正等の方法（「技術職員名簿の朱書き訂正例」を参照）

- 経営事項審査の技術職員名簿に記載のある技術職員が舗装施工管理技術者の資格を有している場合は、技術職員名簿の写しの右側余白に「1級又は2級」と朱書きし、資格者証の写しを添付。
- 経営事項審査の審査基準日以降に退社した技術職員は、朱線で見え消し。
- 経営事項審査の審査基準日以降に入社した技術職員（令和7年（2025年）9月30日時点で、6か月を超えて継続して雇用されている者に限る。）は、氏名、生年月日、年齢、業種コード、有資格区分コード、講習受講、監理技術者資格者証交付番号欄、1級又は2級を朱書きし、資格者証の写し及び常勤性を確認する次の書類を添付。
 - ① 社会保険資格取得届の写し又は健康保険被保険者証（事業所名及び資格取得年月日の記載があるもの）の写し
 - ② 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（直近のもの）
 - ③ 入社日から令和7年（2025年）9月30日まで継続して雇用していることがわかる書類（源泉徴収簿の写し又は賃金台帳の写し）
 - ④ 出向社員の場合は出向が証明できるものの写し

(12) 高度な技術等を要する土木一式工事の実績 ※土木一式を申請する場合のみ

平成23年（2011年）4月1日から令和7年（2025年）12月31日までの間に完成した公共工事で、元請として「土木一式工事調書」（別記様式10）に記載のある工事実績がある場合は該当するものにチェックし、「土木一式工事調書」（別記様式10）及び各実績に係るC O R I N S 竣工時カルテの写し等を添付してください。

※ 詳細は「土木一式工事調書」（別記様式10）の記入要領を参照してください。

(13) 若年者の定着の状況

令和2年（2020年）10月1日から令和4年（2022年）9月30日までの間に満35歳未満の者を採用し、令和7年（2025年）9月30日現在で3年以上継続雇用している者（技術者以外の者も含む）の人数を記入し、次の書類を添付してください。

- ① 社会保険資格取得届の写し又は健康保険被保険者証（事業所名及び資格取得年月日の記載があるもの）の写し
- ② 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（直近のもの）
- ③ 入社日から令和7年（2025年）9月30日まで継続して雇用していることがわかる書類（源泉徴収簿の写し又は賃金台帳の写し）

(14) 不当要求防止責任者講習の受講状況

令和3年（2021年）1月から令和7年（2025年）12月までの間に従業員又

は役員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づく不当要求防止責任者講習を受講した場合、受講日を記入のうえ、受講修了書の写しを添付してください（受講者が複数いる場合でも一人分で可）。

(15) 事業活動温暖化対策計画及びエコ通勤環境配慮計画の提出状況

熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく「事業活動温暖化対策計画書」又は「エコ通勤環境配慮計画書」（いずれも計画期間に令和7年度（2025年度）を含むものに限る。）を任意で県に提出している場合、該当する項目にチェックしてください。

なお、県の調査資料で確認しますので、添付書類は不要です。

(16) ブライト企業の認定状況

令和8年（2026年）1月31日現在において、ブライト企業に認定されている場合、認定年月日を記入のうえ、認定証の写しを添付してください。

(17) 熊本県SDGs登録制度の登録状況

令和8年（2026年）1月31日現在において、熊本県SDGs登録制度に登録されている場合は、登録年月日を記入のうえ、登録証の写しを添付してください。

なお、申請時点で登録証の交付を受けていない場合は、「登録申請書」の写しを添付してください。

（以上）